

東京都

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		2.9E-3	4.0E+0	3.1E+2	309.3
64	エトフェンプロックス	2.3E+2	8.3E+1	5.9E+1	1.4E+2	519.9
117	テブコナゾール				2.5E+1	24.8
139	トラロメトリン			1.1E+2	1.2E+1	119.8
140	フェンプロパトリン			3.7E+1		36.6
153	テトラメトリン	2.0E+3	1.4E+1	1.9E+3	6.8E-1	3,974.8
181	ジクロロベンゼン	3.8E+3	1.2E+3			5,013.5
225	トリクロルホン		2.5E+1			24.7
248	ダイアジノン		3.7E+0			3.7
251	フェニトロチオン		7.0E+2	3.0E+1	5.9E-1	726.8
252	フェンチオン	4.8E+1	3.6E+2			404.7
256	デカン酸				2.7E+1	27.4
350	ベルメトリン	1.4E+2	1.9E+2	1.4E+2	4.2E+2	890.9
405	ほう素化合物		2.4E+0	1.7E+2	1.7E+1	192.8
427	カルバリル			1.4E+3		1,429.4
428	フェノプカルブ			1.1E+3	1.1E+3	2,175.8
457	ジクロールボス	9.4E+2	3.2E+3			4,166.3
合 計		7.2E+3	5.8E+3	5.0E+3	2.1E+3	20041.3

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等